

2004年12月24日

淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会

藪田 秀雄

「事業中のダムについての意見書（案）」の天ヶ瀬ダム再開発計画についての意見

- 1、天ヶ瀬ダム再開発計画の最大の問題は、1500m³/秒放流のために下流の宇治川の改修が必要となり、自然環境と景観が根幹から破壊されるという問題である。

宇治川はその豊かな自然景観のゆえに古から愛でられ、その両岸に平等院と宇治上神社が建立され世界遺産となった。その宇治川が天ヶ瀬ダム建設以上に環境と景観に重大な影響を受けるのが天ヶ瀬ダム再開発である。

すでに天ヶ瀬ダム再開発、宇治川塔の島地区の河床掘削を前提とした5つの関連工事（塔の島と橋島の東半分の削減、塔の川締切堤設置、天ヶ瀬吊り橋から塔の川へ導水管敷設、亀石周辺の護岸工事、宇治橋左岸上流の埋め立て）が実施された結果、転落・死亡事故など人命への危機、景観破壊・環境破壊を引き起こしている。塔の島の河床掘削が宇治川に最後の止めを刺すことになる。宇治川の改修は、宇治川のもつ特別の価値を認識し、最大限の慎重さが求められており、現在では環境・景観の修復が求められている。

- 2、「事業中のダムについての意見書（案）」では、「（4）宇治川の流下能力の増大」で「宇治川の歴史的、文化的景観に配慮して河床の掘削量をできるだけ押さえるとともに、過去の景観との対比を通じて新たな景観の創出を目指す改修計画を地域住民とともに構築することが重要である。」としている。

さらに踏み込んで言うならば、「世界遺産と一体となった」「新たな景観の創出を目指す改修計画を地域住民とともに構築する」ためのシステムが必要であり、その一つとして「地域住民、市民団体が参加する『宇治川委員会』（仮称）の設置」が必要でないかと考える。

- 3、「3-3-3 天ヶ瀬ダム再開発への意見」で「宇治川塔の島地区の流下能力の増大を目的とした河床掘削にいてさらに検討する必要がある。」「周辺景観及び水質保全について十分配慮の上、天ヶ瀬ダムからの放流能力の増大方法・増大量のほか、・・・宇治川の流下能力の増大方法についてのより詳細な検討結果を踏まえて、事業を継続実施するのが妥当であると判断する。」としている。

この場合、増大量は宇治川の流下能力が決め手となり、塔の島地区の流下能力は当該地区の歴史的景観の保全が決め手となる。

塔の島地区の特別の価値を認識するならば、①1500m³/秒以下の流下能力を検討すること(委員会でも意見が出されていた)。②流下能力の増大方法の検討の中には、河床掘削をできるだけ抑えることはもちろんのこと、代替案の検討が必要であり、鹿跳溪谷で景観保全のために検討されているのと同様に、バイパス・トンネルの検討が必要である。

「バイパス・トンネルの検討」を宇治川の流下能力の増大方法の検討にふくめていただきたい。「塔の島地区のバイパス・トンネルの検討」は、上下流の住民が参加した「天ヶ瀬ダムワーク2」で真剣な議論の結果をまとめた河川管理者宛の「意見書」に検討を求める項目として位置付けられている。

- 4、新聞報道で、宇治市が意見書を提出するということで「治水最優先、景観に配慮」という報道があったが、新河川法の目的は「治水」「利水」「環境の保全」であって、治水が最優先であって景観・環境はそのあと配慮すればよいというものでなく、同時にクリアする必要があると考える。

宇治川の特別の価値は下記のとおりと考える。

- ①宇治市は、平成13年、「宇治市都市景観形成基本計画」で、世界遺産である平等院と宇治上神社とその間を流れる宇治川流域を宇治市民のシンボル景観と決定し、これを保全し後世に継承することを決定した。
- ②平成15年7月、国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」を策定した。その前文で「国土交通省は、この国を魅力ある国にするために、まず、自ら襟を正し、その上で官民上げての取り組みのきっかけを作るよう努力すべきと認識するに至った。そして、この国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることとした。」とし、「地域ごとの状況に応じた取り組みの考え方」において「世界文化遺産や伝統的建造物群保存地区の歴史的景観、我が国を代表する日本三景の自然景観などだれでもが認める優れた景観は行政と国民の責務として保全すべきである。これらの地域での公共事業においては、景観への影響に特段の配慮を払うべきであり、事業実施の是非、工法等について慎重に検討する必要がある。」としている。
- ③今年6月に制定された景観法は、第2条で、「良好な景観は美しく風格ある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。」と定めている。

世界遺産と一体となった宇治川の歴史的景観は、特別に保全し継承しなければならない特別の価値を持っている。

- 5、1500m³/秒という高水位、長期間放流がもつ危険性を含む諸問題に対して地元

市民は不安に感じているが、どのようにこれをクリアするか意見書（案）で全く触れられていないことは疑問である。

6、天ヶ瀬ダム再開発の目的は、「淀川・宇治川の洪水調節」、「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」であり、具体的には琵琶湖後期放流に対応する $1500\text{m}^3/\text{秒}$ 放流である。

「事業中のダムについての意見書（案）」では「琵琶湖からの放流量を増大すると浸水時間が短縮されるため、天ヶ瀬ダム再開発は琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減に効果があるといえる。」としている。

琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減ということは当然必要なことであるが、浸水の原因と結果についての解明、正確な予測、これらにもとづく効果的かつ総合的な対策が必要である。「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」のための対策、すなわち「 $1500\text{m}^3/\text{秒}$ 放流」とする河川管理者の計画には疑問をもつ。

琵琶湖からの放流量増大による琵琶湖のピーク水位を押さえることによる浸水面積の縮小および浸水時間の短縮の効果は理解できる。しかし $1500\text{m}^3/\text{秒}$ 放流が琵琶湖沿岸の浸水の「被害」の軽減にどれ程の効果があるのかさらに検証すべきである。

この間、家屋被害、農地被害の軽減について効果を検証すべきと、琵琶湖の水位と浸水地域、面積、その土地用途、家屋被害、農地被害の変化の関係についてシュミレーションを求めてきた。河川管理者がやっと11月8日の第3回サブダムに提出した資料もピーク水位と浸水戸数、ピーク水位と浸水農地面積のグラフがあるものの $1500\text{m}^3/\text{秒}$ 放流による水位の低下と住宅被害、農地被害の減少の効果が読み取れる資料でもないのに、これで質問に対しては資料を出しましたと回答していること自体が合理性に欠ける。

家屋の浸水被害は、平成8年の洪水（琵琶湖ピーク水位93cm）で8戸が床下浸水しており、西ノ湖の畔の浸水家屋は、現地で聞くと、もともと車庫乃至倉庫として建てた建物に居住を始めたと言うことであり、行政が宅地としての規制あるいは誘導を怠った結果である。その後周辺に建てられた建物は浸水を予想し、家屋に下駄をはかせている。浸水を想定した土地利用の誘導・規制がいかに必要であるかを明らかにしている。

琵琶湖周辺の農地が浸水するが、浸水イコール被害でない。農業被害の軽減のためには許容湛水時間24時間～36時間以内に水を引かせるための即効的な対策が必要で、琵琶湖全体の水位低下でなく、対象地域のポンプ強制排水が効果を発揮している。

琵琶湖総合開発事業の治水計画で、内水排除施設が、国土交通省と農林水産省の基準にもとづいて、14箇所設置されている。水資源機構の「琵琶湖周辺のために 琵琶湖治水 Q&A」は、「平成7年5月の洪水」において、「瀬田川の疎通能力の拡大により従前より速やかに琵琶湖水位を低下させることが出来た」とことと合わせて、「内水排除施設の効果で、浸水時間が大幅に短縮され、水稻への被害を最小限に食い止め

られた」と内水排除の抜群の効果を評価している。排水施設のない場所ではこの効果は望めない。地元の要望があれば必要な箇所への内水排水施設・排水ポンプの増設を検討すべきである。

全体として、浸水被害の実態と予測にもとづく総合的な、効果的な対策（浸水を想定した土地利用の誘導・規制、浸水した農地の水を36時間以内に水を引かせるために必要な箇所への内水排水施設・排水ポンプの増設、流入河川の整備、輪中堤などの治水対策など）をさらに検討すべきである。

また琵琶湖治水の計画高水位（治水計画上の水位）1.4m、常時満水位（通常の水位）0.3m、利用低水位1.5mの見直しは必要なのか疑問に思う。（常時満水位を超えたら浸水被害ということと計画高水位1.4mの関係など、疑問がある。）

また琵琶湖治水を考えるためには、琵琶湖総合開発事業の治水計画の総括（目標、効果について評価）が必要である。

7、「事業中のダムについての意見書（案）」では天ヶ瀬ダム再開発の目的に「琵琶湖の環境改善」をあげている。

「琵琶湖の水位変動に関する環境改善には水位低下の抑制や水位の変動をできるだけ自然状態に復すように瀬田川洗堰の操作規則を改善する必要がある。操作規則の変更は治水及び利水の安全度の低下につながるおそれがあるために、これを回避・軽減するための対策すなわち天ヶ瀬ダム再開発は必要な事業である。またダム再開発により間接的であるが琵琶湖の環境改善にある程度の効果をもつことになる。」としている。

琵琶湖の水位を自然の状態と逆の状態に人為的に操作していることを是正し、できるだけ自然の状態に戻す必要があることは理解できる。そのために治水・利水の安全度を低下させないために琵琶湖からの放流量の増大能力が必要であるという一般論は理解できる。しかし、河川管理者が言うように、それが「1500m³/秒放流」でなければならぬということは理解できないし、検証されていない。

8、琵琶湖後期放流1500m³/秒は上下流の行政間の合意だとよく言われるが、その経過には疑問がある。

昭和39年天ヶ瀬ダムが、昭和29年9月の13号台風によって宇治川の向島で堤防決壊・大浸水の被害が発生したことを受けて建設された。

昭和46年、建設省は、淀川水系改修基本計画で、宇治橋付近の計画高水量を1500m³/秒に改定した。宇治橋付近より上流の流域で2日間連続降水量272mmの降雨があった場合を想定して、宇治川洪水に対応するもので、そのために宇治川の改修が必要だと市民に説明されている。

*「天ヶ瀬ダム地点（天ヶ瀬ダム地点の流域面積は瀬田川洗堰上流で352km²）で、ダムがない場合の自然洪水流量は2800m³/秒、これを天ヶ瀬ダムと大戸川ダム

の洪水調節により天ヶ瀬ダム地点で1200m³/秒にして放流する、天ヶ瀬ダムと宇治川の間で300m³/秒が考えられ、宇治橋付近で1500m³/秒が考えられる。現在の疎通能力900m³/秒に比べて大きな差があり相当大幅な改修の必要が生じる。」

市民向けには宇治川洪水対策のためだといいいながら、実態は、宇治川を1500m³/秒流せるように改修しておけば、琵琶湖後期放流に使用できるというものであった。

昭和48年11月28日の「宇治橋付近景観保全対策協議会の会議録」は次のような非常に興味深い内容を載せている。

「一説では琵琶湖総合開発との関連だということだが」という質問に対して、淀川工事事務所長は「天ヶ瀬ダムの放流量を増やすために川底を下げるのではないかということだがこれは違う。琵琶湖総合開発と絡んでお考えになっているようだがそうではない。」「琵琶湖沿岸の浸水、被害が起こるがこれは総合開発の中で琵琶湖周辺の治水ということで解決してゆく問題である。」「当然宇治川洪水が去った後には、琵琶湖の苦しさを解消すべく放流することになる。」「しかし宇治川を1500トに対象にする決め手になっているのは琵琶湖の治水策のためでなく、あくまで下流流域の降雨量に対応するためのものである」と答えている。

「宇治川洪水について、一番低いところでは床下、床上の浸水があったが家屋は流れていない。もちろん治水の面で改修の必要性は認められるが、これだけ大きく景観を変えてまでという必要性はどうか。」との質問に対して、淀川工事事務所長は、「1500ト放流についての必要性についての議論はおさげ頂きたい。河川審議会で決まったもので『これでやれ』というふうに命令されているものである」と議論を封じています。

こうした経過から「琵琶湖後期放流1500トは約束だから守れ」という議論は市民的には通用しない。地元住民の不信感を払拭する河川管理者の対応が求められている。

以上